



TEL 082-227-3331 FAX 082-227-3453 〒730-0005 広島市中区西白鳥町 17-18

労働保険事務組合 鯉城経営者協会

ホームページ <http://www.yoshidaroumu.com> E-mail yr@yoshidaroumu.com

～労働者の募集や求人申込みの制度が変わりました～

施行日：2018（平成30）年1月1日

1 労働条件の明示が必要な時点（タイミング）

ハローワーク等へ求人申込みをする際や、ホームページ等で労働者の募集を行う場合は、労働契約締結までの間、下記のように労働条件を明示することが必要です。

時点	必要な明示
ハローワーク等への求人申込み、自社HPでの募集、求人広告の掲載等を行う際	求人票や募集要項等において、労働条件を明示することが必要です。 ○原則として、初回の面接等、求人者と求職者が最初に接触する時点までに、全ての労働条件を、明示すべきとされています。

労働条件に変更があった場合、その確定後、可能な限り速やかに	当初明示した労働条件が変更される場合は、変更内容について明示しなければなりません。（職業安定法改正により新設）
-------------------------------	---

労働契約締結時	労働基準法に基づき、労働条件通知書等により労働条件を通知することが必要です。
---------	--

2 最低限明示しなければならない労働条件等

労働者の募集や求人申込みの際に、少なくとも以下の事項を書面の交付によって明示しなければなりません。ただし、求職者が希望する場合には、電子メールによることも可能です。

記載が必要な項目	記載例
◎業務内容	一般事務
◎契約期間	期間の定めなし
◎試用期間	★ 試用期間あり（3ヶ月）
◎就業場所	本社（○県○市○—○）又は△支社（△県△市△—△）
◎就業時間	9:00～18:00
◎休憩時間	12:00～13:00
◎休日	土日、祝日
◎時間外労働	あり（月平均20時間） ★ 裁量労働制を採用している場合は、以下のような記載が必要です。 （例）「企画業務型裁量労働制により、○時間働いたものとみなす」

◎賃金	月給 20 万円（ただし試用期間中は月給 19 万円） ★ 固定残業代を採用する場合は、以下のような記載が必要です。 ①基本給 ××円（②の手当を除く額） ②□□手当（時間外労働の有無に関わらず、○時間分の時間外手当として△△円を支給） ③○時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給
◎加入保険	雇用保険、労災保険、厚生年金、健康保険
◎募集者の氏名又は名称	★ ○○株式会社

★今回の改正により追加された事項

3 変更明示の方法等について

以下の①～④のような場合に、変更明示が必要となります。

①	「当初の明示」と異なる内容の労働条件を提示する場合 例) 当初：基本給 30 万円/月 ⇒ 基本給 28 万円/月
②	「当初の明示」の範囲内で特定された労働条件を提示する場合 例) 当初：基本給 25 万円～30 万円/月 ⇒ 基本給 28 万円/月
③	「当初の明示」で明示していた労働条件を削除する場合 例) 当初：基本給 25 万円/月、営業手当 3 万円/月 ⇒ 基本給 25 万円/月
④	「当初の明示」で明示していなかった労働条件を新たに提示する場合 例) 当初：基本給 25 万円/月 ⇒ 基本給 25 万円/月、営業手当 3 万円/月

変更明示は、求職者が変更内容を適切に理解できるような方法で行う必要があります。以下の①の方法が望ましいですが、②の方法などにより適切に明示することも可能です。

①	当初の明示と変更された後の内容を対照できる書面を交付する方法
②	労働条件通知書において、変更された事項に下線を引いたり着色したりする方法や、脚注を付ける方法。

4 職業紹介事業者を利用する場合のポイント

厚生労働省の運営する「人材サービス総合サイト」(<http://www.jinzai-sougou.go.jp/>)にて、職業紹介事業者の検索や、職業紹介事業者に関する以下のような事項を確認できます。

- 職業紹介事業者の紹介により就職した者の数
- 上記のうち、6ヶ月以内に離職した者の数
- 手数料に関する事項
- 返戻金制度（短期間で離職した場合に手数料を返金する制度）の有無や内容
- その他、得意とする分野等（職業紹介事業者が任意で掲載）

※今号の詳細については、当事務所の担当者までお問い合わせください。